

## 座間味村歴史文化・健康づくりセンター 備品購入業務仕様書

1. 件 名 座間味村歴史文化・健康づくりセンター 備品購入業務
2. 納入期限 令和2年3月31日
3. 納入場所 座間味村歴史文化・健康づくりセンター  
(座間味村字座間味 220 番地 8)
4. 仕 様
  - (1) テーブル、いす他 1 式 (内訳等は別紙物品リスト参照)
  - (2) 運搬費 1 式
  - (3) 搬入・設置費 1 式
5. 納入条件
  - (1) 上記物品の入札金額には、納入場所までの運搬費及び納入までに必要な措置、組立設置費、梱包材撤去費まで含むこと。
  - (2) 上記物品の納入については、建物施設及び設備等に損害を与えないよう、必要な措置を講じること。物品の納入、設置等において、建物、施設、設備等に損害を与えた場合には、受注者の責任において現状復帰すること。
  - (3) 受注者は納品時に発注者及びその関係者に対し、操作方法や留意事項の説明を行うこと。
  - (4) 別紙物品リストを参考に、機能及び規格等を満たした同等以上の物品を供給すること。同等品を供給する場合は、村が同等級と認めた物品であること。
  - (5) 「供給物一覧表」(様式あり)を提出すること。
  - (6) 納品後、1 年間は隠れた瑕疵については無償でこれを保証する責任を負うこと。
  - (7) 契約後にその製品の納品延期や調達が困難とならないようにすること。
  - (8) 平成 29 年度、平成 30 年度中に国、地方公共団体またはそれに準ずる団体に類似備品を納入している者であること。
  - (9) 契約締結後、業務の進捗を管理する担当者を 1 名配置し、速やかに実施体制及び工程表を作成し、村の承認を得ること。実施にあたっては、村との協議のうえで行うこと。
  - (10) 納入する際の最終的な配置については、村担当者と調整を行い決定すること。
  - (11) 納品後、修理等には迅速対応し、アフターサービスを継続的に行えること。